（参考５）経過観察・専門医への紹介基準

かかりつけ医での定期検査のしかた

腎臓専門医への紹介基準

（日本小児腎臓病学会編集「小児の検尿マニュアル」改訂第2版（診断と治療社）より抜粋・改変）

**尿検体**： 早朝第一尿（中間尿）

**尿検査項目**： 尿一般、沈査、定量（蛋白、Cr、蛋白/Cr比）

1. **定期検査間隔**

|  |  |
| --- | --- |
| 血尿 | 発見後1年間は3か月毎、以降は血尿が続く限り年１，２回  必要に応じて血液検査 |
| 蛋白尿 | 最初の３カ月は１か月毎、その後２，３か月毎 |
| 血尿・蛋白尿合併 | 最初の３か月は１か月毎、その後２，３か月毎  治療を要する慢性腎炎に進展する可能性を考慮して、必ず定期検査 |

**２．腎臓専門医への紹介基準**

|  |
| --- |
| 次の①もしくは、②～⑥項のいずれかを認める場合には紹介する   1. 尿蛋白の増加：尿蛋白/尿クレアチニン比（g/gCr）または尿蛋白定性がそれぞれ   ・0.15～0.4、または1＋程度 ： 6～12ヶ月程度の持続する場合  ・0.50～0.9、または2＋程度 ： 3～6ヶ月程度の持続する場合  ・1.00～1.9、または3＋程度 ： 1～3ヶ月程度の持続する場合   1. 肉眼的血尿 2. 低蛋白血症（血清Alb ＜3.0g/dl） 3. 低補体血症 4. 高血圧 5. 腎機能障害 |

３. その他

・尿沈渣で赤血球円柱や変形赤血球を認める場合は、糸球体性の血尿、すなわち、慢性腎炎を考慮。

・蛋白尿に加え、腎機能が悪い場合は、先天性腎尿路奇形（CAKUT）も疑われ、腎超音波で低形成腎が  
発見される事もあります。

・月経時に検尿を行うと、尿潜血が陽性になること（擬陽性）が高率に起こります。  
月経と重なった場合は、約１０日～２週間後に検査を延期することを推奨します。

（参考６）　かかりつけ医から腎臓専門医・専門医療機関への紹介基準

（作成：日本腎臓学会、監修：日本医師会）

テーブル

自動的に生成された説明

（参考7）かかりつけ医から糖尿病専門医・専門医療機関への紹介基準

（作成：日本糖尿病学会、監修：日本医師会）

テーブル

中程度の精度で自動的に生成された説明